

トラック輸送の標準運賃の届出提出方法について

1. 記載例を参考に、様式例に必要な事項を記入してください。
2. 表紙・燃料サーチャージ(適用する場合のみ)・運賃適用方法・運賃割増率の順に綴じ、左上をホチキスで止め、同じものを3部作成してください。

様式1

〒 (郵便局)

年 月 日

届出運輸局 届出 目 所 埼玉県さいたま市西区中釘2154-2
氏名又は名称 埼玉運輸株式会社
代表者氏名 代表取締役 埼玉太郎
電話番号 040-624-1000

一般貨物自動車運送事業の運賃及び料金設定 (変更) 届出書

一般貨物自動車運送事業の運賃及び料金を下記のとおり設定 (変更) したので、貨物自動車運送事業経費削減促進法の規定に基づき届出いたします。

記

1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
目 所 埼玉県さいたま市西区中釘2154-2
氏名又は名称 埼玉運輸株式会社
代表者氏名 代表取締役 埼玉太郎

2. 事業の種類
一般貨物自動車運送事業

3. 設定し、又は変更しようとする運賃及び料金を適用する運行系統又は地域
全国

4. 設定し、又は変更しようとする運賃及び料金の種類、額及び適用方法
種 別 ■ 燃料サーチャージ (別添1のとおり) □
額 運賃及び一般貨物自動車運送事業に関する標準的な運賃 (4物200kg以上、
料金の額 交通省告示第575号) のとおり
(適用) □北関東 □東北 兼関東 □北陸信越 □中部
適用方法 別添2のとおり
□北陸 □中部 □信越 □九州 □沖縄

5. 適用方法
□H6公運賃 □H6公運賃 □H9公運賃 □H11公運賃
□その他 (別添3のとおり)

6. 実施日
年 月 日より実施

3. 埼玉運輸支局の輸送担当窓口にて3部を直接ご提出いただくか(受付時間:平日 8:30~12:00、13:00~16:00)、ご郵送でもご提出いただけます。ご郵送の場合には、以下の宛先に、返信用封筒と切手(レターパック可)を添えて3部お送りください。
(郵便の場合の宛先) 〒331-0077 埼玉県さいたま市西区中釘2154-2
埼玉運輸支局輸送担当 あて

※受付処理後、控えを返信用封筒と切手等を使用してお返しいたします。

※郵送でのご提出の場合、記載内容に不備がある場合には、書類をご返送させていただくことがありますので、予めご了承ください。